

答 申 書

(答申第97号)

平成28年10月13日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が一部公開決定をしたことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成27年12月10日付けで、福井県情報公開条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 地方税法第389条に基づく発電または送電、配電用の固定資産に関して、固定資産税の評価または配分について記した書類一式（保存しているものすべて）
- (2) 地方税法第740条に基づく大規模償却資産への固定資産税に関して、固定資産税の課税額または課税標準額について記した書類一式（保存しているものすべて）

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年1月22日付け税第642号および嶺税第38号による公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

〔本件処分の内容〕

税第642号

	公文書の名称	文書No	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
1	平成27年度分の償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格等の配分について（通知）〔大臣配分〕（平成27年3月30日施行）（発電、送電および配電用の固定資産に係る部分に限る。）	対象公文書1	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の名称（船舶に係るものを除く。）ならびにその事業者ごとの配分価格、課税標準額および前年比 ・「平成27年度分の償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格等の配分について（通知）（平成27年3月27日付け総税固第25号）」の「固定資産価額等配分通知書」の店所コード、店所名、市町村コード、市町村名、「設備名称」欄から「課税標準額」欄までの記載内容、「資産区分」欄から「計」欄までの記載内容（「価額等」欄を除く。）および「市町村名」欄から「合計」欄までの記載内容 	<p>条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当 当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た情報であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため</p>

2	平成22年度から平成26年度分の償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格等の配分について（通知）（平成27年3月31日施行）（発電、送電および配電用の固定資産に係る部分に限る。）	対象公文書2	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の名称、配分価格、課税標準額、市町名および税異動額（推計） 「平成22年度分から平成26年度分の償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格等の配分について（通知）（平成27年3月27日付け総税固第26号）」の「固定資産価格等配分通知書」の「市町村名」欄から「合計」欄までの記載内容 	<p>条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当 当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た情報であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため</p>
---	---	--------	------	---	--

嶺税第38号

	公文書の名称	文書No	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
1	調定決議書（平成17年4月8日調定）（当初賦課期割1期、2期、3期および4期）	対象公文書3	一部公開	納税者の氏名（名称）、住（居）所（所在地）および税額	<p>条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当 当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た情報であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため</p>
2	大規模償却資産に係る固定資産税の課税について（平成17年4月7日起案）	対象公文書4	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者の所在地、名称および事業所名ならびに納税者の住所および氏名、課税標準額、税額、納付額、償却資産の価額、課税定額、基準財政需要額、基準財政収入額、大規模償却資産の税収見込み額、税額の計算に係る金額、配分価額および課税限度額 大規模償却資産所在市町村の名称、人口、代表者の氏名および代表者印 「大規模償却資産の課税標準額の推移」の備考欄の記載内容 「県固定資産税課税状況」の配分価額欄の内訳項目 	<p>条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当 当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た情報であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため</p>

				(「小計」を除く。)、課税 限度額の内訳項目および課 税標準の内訳項目 ・「大規模償却資産の課税限 度額」の前年度比および市 町村の諸事情	
3	調定決議書(平成 18年4月10日調 定)(当初賦課期割 1期、2期、3期お よび4期)	対象公文書5	一部 公開	納税者の氏名(名称)、住 (居)所(所在地)および 税額	条例第7条第2号(法人 等事業情報)に該当 当該法人に関する情報 であって、公にすること により、当該法人の権 利、競争上の地位その他 正当な利益を害するおそ れがあるため 条例第7条第8号(法令 秘情報)に該当 地方税に関する調査事 務および徴収事務に関し て知り得た情報であり、 地方税法第22条の規定に より公にすることができ ないと認められる情報で あるため
4	大規模償却資産に係 る固定資産税の課税 について(平成18 年4月7日起案)	対象公文書6	一部 公開	・納税義務者の所在地、名称 および事業所名ならびに納 税者の住所および氏名、課 税標準額、税額、納付額、 償却資産の価額、課税定 額、基準財政需要額、基準 財政収入額、大規模償却資 産の税収見込み額、税額の 計算に係る金額、配分価額 および課税限度額 ・大規模償却資産所在市町村 の名称、人口、代表者の氏 名および代表者印 ・「大規模償却資産の課税標 準額の推移」の備考欄の 記載内容 ・「県固定資産税課税状況」 の配分価額欄の内訳項目 (「小計」を除く。)、課税 限度額の内訳項目および 課税標準の内訳項目 ・「大規模償却資産の課税限 度額」の前年度比および 市町村の諸事情	条例第7条第2号(法人 等事業情報)に該当 当該法人に関する情報 であって、公にすること により、当該法人の権 利、競争上の地位その他 正当な利益を害するおそ れがあるため 条例第7条第8号(法令 秘情報)に該当 地方税に関する調査事 務および徴収事務に関し て知り得た情報であり、 地方税法第22条の規定に より公にすることができ ないと認められる情報で あるため
5	調定決議書(平成 20年4月15日調 定)	対象公文書7	一部 公開	納税者の氏名(名称)、住 (居)所(所在地)および 税額	条例第7条第2号(法人 等事業情報)に該当 当該法人に関する情報 であって、公にすること により、当該法人の権 利、競争上の地位その他 正当な利益を害するおそ れがあるため 条例第7条第8号(法令 秘情報)に該当

					地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た情報であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため
6	固定資産税の更正について（平成20年4月11日起案）		一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者の所在地、名称および事業所名ならびに納税者の住所および氏名、課税標準額、税額納付額、大規模償却資産の価額 ・県固定資産税償却資産所在市町の名称、人口、代表者の氏名および代表者印ならびに市町村の諸事情 ・「領収済通知書」の合計金額 	<p>条例第7条第2号（法人等事業情報）に該当 当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第7条第8号（法令秘情報）に該当 地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た情報であり、地方税法第22条の規定により公にすることができないと認められる情報であるため</p>

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年2月17日、本件処分のうち、対象公文書1および対象公文書2について「固定資産税の課税標準となるべき価格等」の配分価格、課税標準額および前年比、配分される市町名とその価格、対象公文書3、対象公文書5および対象公文書7について税額、対象公文書4および対象公文書6について「納税者・納税義務者の所在地、名称、住所」「代表者印」以外の部分の公開を求めて、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成28年6月22日付け税第364号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて、諮問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、対象公文書1および対象公文書2について「固定資産税の課税標準となるべき価格等」の配分価格、課税標準額および前年比、配分される市町名とその価格、対象公文書3、対象公文書5および対象公文書7について税額、対象公文書4および対象公文書6について「納税者・納税義務者の所在地、名称、住所」「代表者印」以外の部分の公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

対象公文書1から対象公文書7までは、固定資産税の例外的な取り扱いに関するものである。すなわち「複数の市町村にまたがる固定資産税の配分額を、道府県知事が決定する」「工場など大規模償却資産の固定資産税が巨額のため、所在する市町村が課すことのできる額を上回る額は、道府県が徴収する」という仕組みである。

異議申立人は今回の公文書公開請求により、所在市町が複数にまたがったり、課税額が巨額な固定資産が、どの市町にどれほど存在し、そこから発生する固定資産税額がどの程度に上るかを分析しようと考えた。これに対して、福井県が公開した文書では、ほぼ全ての項目が黒塗りになっている。

しかし、各市町への固定資産税の配分額や、大規模償却資産の税収見込み額などは、その情報が公になっても、対象となる固定資産の仕様や性能など、詳細を知りうることはできない。

確かに、固定資産の所在する市町名を公開すれば、こういった種類の設備かをある程度類推できるかも知れない。ただ、あくまで類推が可能というレベルであり、これをもって「当該法人の権利等を害する恐れ」とはいえない。例えば発電設備の場合、県内に大規模な固定資産を有する電力事業者は公的性格をもつ法人であり、有価証券報告書などの財務諸表を公開しており、すでに相当程度、保有固定資産の情報を開示している。

有価証券報告書に記載されている情報と固定資産税率を組み合わせれば、そもそも固定資産税の「規模感」を推測することは、ある程度可能である。よって、当該法人の権利等を害する恐れは極めて限定的といえる。道府県知事が恣意的な判断をしていないことを示す意味でも、各市町への配分額を明らかにすべきではないか。

また、市町は地方自治体として、財政運営の根幹をなす歳入の情報を、可能な限り公開する義務を負っている。納税者の氏名、住所等を伏せて特定不能な状態であれば、当該固定資産の税収見込み額などを公にしても、何ら問題ないと考えられる。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 対象公文書1および対象公文書2について

(1) 対象公文書1および対象公文書2の条例第7条第2号の該当性について

対象公文書1および対象公文書2は、総務大臣が地方税法第389条第1項の規定により決定または同法第417条第2項の規定により修正し、配分した固定資産税の課税標準となるべき価格等について、県内の各市町に通知するよう依頼する旨の通知を総務大臣から受け、市町に通知することを伺う起案文書である。

条例第7条第2号は、法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または

事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。）を非公開情報として規定している。

非公開部分は、固定資産の所有者である法人名および法人の持つ固定資産の市町ごとの配分価格、課税標準額、固定資産の名称、固定資産ごとの価格、課税標準額、固定資産の所在する市町名である。当該非公開部分を公開した場合、特定の法人が特定の市町に固定資産を所有するという事実、または固定資産ごとの価格、課税標準額が明らかとなる。法人が有価証券報告書において明らかにしている発電設備の帳簿価額、設備投資額、減価償却費等は、発電設備の種類ごとの合計額であり、所在市町個別の設備の名称および個別の設備ごとの課税標準額等は通常公にされない個別の設備ごとの価値という企業の経営情報であり、これらを公にすると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(2) 対象公文書1および対象公文書2の条例第7条第8号の該当性について

条例第7条第8号は、法令または他の条例の定めるところにより公にすることができない情報は、この条例によっても公開できないことを確認的に規定するとともに、国の機関からの法的拘束力を持った指示により公にすることができない情報についても非公開情報として規定している。

地方税法第22条においては「地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

非公開部分は、地方税法第394条の規定に基づき納税義務者が総務大臣に申告した事項に基づいた情報であり、地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密に該当する。

2 対象公文書3から対象公文書7までについて

(1) 対象公文書3から対象公文書7までの条例第7条第2号の該当性について

対象公文書3から対象公文書7までは、県が地方税法第740条および福井県県税条例第170条の規定に基づき固定資産税を課税し、納税者に対して通知を行うことを伺う起案文書および当該課税処分により発生した租税債権についての調定決議書である。

条例第7条第2号は、法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要で

あると認められる情報を除く。)を非公開情報として規定している。

非公開部分は、納税者の氏名(名称)、住(居)所(所在地)、課税標準額、税額、固定資産の所在する市町名、課税定額、基準財政需要額、基準財政収入額等である。

当該非公開部分を公開した場合、特定の法人が特定の市町に固定資産を所有するという事実、または固定資産ごとの価格、課税標準額が明らかとなる。法人が有価証券報告書において明らかにしている発電設備の帳簿価額、設備投資額、減価償却費等は発電設備の種類ごとの合計額であり、所在市町個別の設備の名称および個別の設備ごとの課税標準額等は通常公にされない個別の設備ごとの価値という企業の経営情報であり、これらを公にすると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(2) 対象公文書3から対象公文書7までの条例第7条第8号の該当性について

条例第7条第8号は、法令または他の条例の定めるところにより公にすることができない情報は、この条例によっても公開できないことを確認的に規定するとともに、国の機関からの法的拘束力を持った指示により公にすることができない情報についても非公開情報として規定している。

地方税法第22条においては「地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

非公開部分は、地方税法第394条の規定に基づき納税義務者が総務大臣に申告した事項に基づいた情報であり、地方税に関する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密に該当する。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、対象公文書1から対象公文書7までに記載された非公開部分が条例第7条第2号および同条第8号に掲げる非公開情報に該当することを理由に一部公開とする内容の一部公開決定を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、対象公文書1から対象公文書7までについて非公開部分の公開を主張していることから、以下、対象公文書1から対象公文書7までに係る非公開情報の妥当性について検討する。

2 条例第7条第8号(法令秘情報)の該当性について

条例第7条第8号は、法令または他の条例の定めるところにより公にすることができ

ない情報は、この条例によっても公開できないことを確認的に規定するとともに、国の機関からの法的拘束力を持った指示により公にすることができない情報についても非公開情報として規定している。

地方税法第22条においては「地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と規定している。

対象公文書1から対象公文書7までの非公開部分は、いずれも地方税法第394条の規定に基づき、固定資産税の納税義務者が総務大臣に申告した事項に基づく情報である。

また、異議申立人は、事業者は有価証券報告書などの財務諸表を公開しており、すでに相当程度、保有固定資産の情報を開示していると主張するが、法人が有価証券報告書において明らかにしている発電設備の帳簿価額、設備投資額、減価償却費等は発電設備の種類ごとの合計額であり、所在市町個別の設備の名称および個別の設備ごとの課税標準額等は通常公にされない。

したがって、対象公文書1から対象公文書7までの非公開部分は、地方税法第22条に規定する調査事務および徴収事務に関して知り得た秘密であることは明らかであり、条例第7条第8号に該当すると認められる。

3 まとめ

以上のことからまとめると、対象公文書1から対象公文書7までの非公開部分は、条例第7条第8号の非公開情報に該当すると認められ、同条第2号については、判断するまでもなく、一部公開決定をした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 6月22日	・ 諮問書の受理
平成28年 6月28日	・ 審議（第1回）
平成28年 7月26日	・ 審議（第2回）
平成28年 8月29日	・ 審議（第3回）
平成28年 9月28日	・ 審議（第4回）
平成28年10月13日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	